

平成29年2月2日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	日本学術会議ビデオ会議システムサービス
ボックス番号	②
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成29年2月9日(木)12:00 (郵送の場合は2月8日(水)18:00まで)
見積書、関係書類 提出先及び仕様 書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 参宮、小島
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局企画課情報係
担 当 者 名	情報係長 大森 審士
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕様書

- 1 件名 日本学術会議ビデオ会議システムサービス
- 2 概要
 - (1) 需要場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
 - (2) 用途 日本学術会議庁舎と全国の大学研究室等とのインターネット経由の会議
 - (3) 数量 2ウェブ会議室
 - (4) 同時開催 なし
 - (5) 同時接続 15端末（10端末、5端末）
 - (6) 使用期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 3 仕様
 - (1) 動作環境
 - ① 会議参加者の端末に専用ソフトウェアのインストールが必要なく動作すること。
 - ② 会議参加者の端末の OS は Windows、Mac を問わず利用が可能であり、以下の条件下で動作すること。
 - Windows
 - CPU： Intel® Core™2 Duo 1.66GHz 以上又は左記に相当以上の CPU
 - OS： Windows 7 (32-bit)、Windows 7(64-bit)、Windows 8.1 (32bit)、Windows 8.1 (64bit)、Windows 10 (32bit)、Windows 10 (64bit)
 - ブラウザ： Internet Explorer 11、Microsoft Edge、Mozilla Firefox 最新版
 - RAM： 512MB 以上、128MB 以上のグラフィックメモリ
 - Mac
 - CPU： Intel® Core™2 Duo 2.0GHz 以上又は左記に相当以上の CPU
 - OS： Mac OS X 最新版
 - ブラウザ： Safari 最新版
 - RAM： 512MB 以上、128MB 以上のグラフィックメモリ
 - ③ ウェブ会議の利用に際してネットワークセキュリティの設定変更が原則不要であること。
 - ④ 会議開催時に回線環境に応じて利用帯域の設定を自動で行う機能を有し、会議参加者の端末環境に合わせて利用ポートを選択し、通信の確立をおこなう機能（80番ポートが空いてれば通信が可能）を有すること。
 - ⑤ ナローバンドでの接続を想定した低速回線での接続を考慮した機能（音声接続のみ）を有すること。
 - (2) 言語の選択
 - ① ログイン時に利用言語として日本語と英語の選択が可能であり、利用言語が異なるユーザ同士でも会議が可能であること。
 - (3) 映像・音声の制御
 - ① 映像圧縮方式は H.264 であること。
 - ② 映像（カメラ）と音声（マイク）の ON と OFF の制御が個別にでき、会議中の一時退席の機能（自端末の映像と音声のみミュート状態となる）を有すること。
 - ③ ウェブ会議室内に表示される会議参加者の映像の数は1会議室につき最大10端末とし、同時に発言できる会議参加者の数も同数かつ、同時に発言された場合に音声はミックスして他の拠点で聞けること。
 - ④ 会議参加者の発言に際しては、発言権などの付与は必要とせず、発言ボタン等を押さ

ない状態で自由に発言ができること。

- ⑤ 多人数での会議の安定運用を考慮した機能（音声ミュートの状態で入室し、会話をすると同時に特定のキーを押して会話）も有すること。
- ⑥ 5 端末以下が参加する会議において会議参加者の映像表示サイズは、10 端末が参加している場合よりも大きく表示され、任意の映像を拡大や表示領域の入れ替えができること。

（4）ホワイトボード機能

- ① ウェブ会議室内にホワイトボードを有し、会議参加者のパソコンからデータの貼り込みが可能で、会議参加者の全員がそのデータに自由に図形、文字の書き込み、ペンツールを使ったマーキングができ、リアルタイムで表示の拡大や縮小が可能であること。
- ② ホワイトボードに貼り込むことができるファイルは、Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPG/JPEG、GIF、PNG、Bitmap、TIFF に対応していること。
- ③ 会議参加者全員が同時にホワイトボードに張り込まれた資料への書き込みができ、資料への書き込み情報は議事録として記録され、印刷が可能であること。
- ④ 資料への書き込みの際し、書き込んだ内容を UNDO で削除する機能、一括で削除する機能を有すること。
- ⑤ ホワイトボードにファイルを貼り込む方法として、会議参加者の利用端末内のファイルを選択するだけで貼り込める（印刷機能等を利用せず、ファイルを貼り込む側の端末及びファイルを閲覧する側の端末に Word、Excel、PowerPoint、Acrobat などのソフトウェアのインストールが必要ない）こと。
- ⑥ ホワイトボードへの資料の貼り込みに付いて、会議開始前に事前に行え、SSL 通信に対応していること。
- ⑦ ホワイトボードへの貼り込みに付いて、ネットワーク対応型の複合機のスキャン機能と連携し、複合機でスキャンした資料をホワイトボードに表示できること。
- ⑧ ホワイトボードへの貼り込みに付いて、電子メールに Word、Excel、PowerPoint、PDF、画像などのファイルを添付したメールを指定のメールアドレスに送るだけで、ホワイトボードに資料を表示できること。
- ⑨ ホワイトボードに表示される資料はサムネイルによる表示に対応し、複数ページの中から該当ページを選択し、ホワイトボード上に表示できること。
- ⑩ ホワイトボード上に表示される資料は、他会議参加者との同期又は非同期の選択をする機能（会議参加者毎に資料の先読みができる）を有すること。

（5）録画機能

- ① 会議の全内容（参加者の映像、音声、ホワイトボード、チャット）を任意の時点から録画が開始でき、任意の時点で録画を終了することができる。
- ② 録画した内容はサーバに保存され、ローカル端末にキャッシュされないこと。
- ③ 録画した内容はストリーミング配信に対応しており、再生時に映像とホワイトボードは録画視聴者が任意に拡大・縮小の選択ができること。

（6）テキストチャット機能

- ① テキストチャット機能を有すること。
- ② テキストチャットのフィールドに URL を記載し、会議参加者が該当 URL をクリックすることで会議参加者の端末上にブラウザが開き、該当 URL のページを表示する機能を有すること。
- ③ チャットの内容はホワイトボードと共に議事録としてサーバに保存され、閲覧が可能であること。

（7）資料配布機能

- ① 資料配布機能を有すること。
- ② 配布資料はデータのファイル形式を問わずサーバにアップロードができ、会議参加者

全員がサーバよりデータをダウンロードしてローカル端末に保存ができること。

③ 資料の配付に際しては、SSL 通信に対応が可能なこと。

(8) デスクトップ共有機能

① デスクトップ共有機能（会議参加者の端末を他の会議参加者の端末上にリアルタイムで表示し、共有する機能）を有すること。

② デスクトップ共有する端末の共有画面の解像度とフレームレートは変更が可能なこと。

③ デスクトップ共有を受ける側の端末には専用ソフトウェアのインストールが不要であり、Windows、Mac を問わずデスクトップ共有をする側の端末の閲覧、操作権の要求で遠隔で操作が可能なこと。

(9) 各種管理機能・セキュリティ

① ログイン等について

ユーザ認証方法として、ユーザ ID による識別、パスワードによる認証を行うこと。管理機能へのアクセスについては、さらに管理者パスワードの認証を行うこと。

② 管理者専用の画面を有し、利用時間をはじめとした会議情報（ログ）の照会、削除、CSV 形式でのダウンロードが可能なこと。

③ パスワードの管理機能を有し、各種ログにパスワードを設定する機能を有すること。

④ 利用中の会議室は、会議室内から鍵をかけて、追加で参加者が入室できないようにする機能を有すること。

⑤ 登録した IP の端末からのみ会議室への入室が可能な機能を有すること。

⑥ 議事録を含むすべての会議記録が残らない設定が可能な機能を有すること。

⑦ 会議室の ID、パスワードを通知することなく、第三者を招待する機能を有すること。

(10) その他の機能

① 会議室入室時に、映像（カメラ）と音声（マイク）の設定を確認し、最適な状況で会議の開催ができることを確認する機能を有すること。

② 会議室入室後に映像の一時的な遅延を解消する機能を有すること。

③ 会議開催中に回線速度の低下や環境状況の変化により会議継続が困難となりそうな場合、その状況を表示する機能を有すること。

④ 接続する端末のスペックやネットワーク環境を事前に確認するツールを提供すること。

⑤ スマートフォンやタブレットからの会議参加を考慮した設計となっていること。

⑥ テレビ会議専用端末（ポリコム）との接続を考慮した設計となっていること。

⑦ 回線環境の悪い海外拠点との接続を考慮して設計となっていること。

4 情報セキュリティ要件

(1) データセンター側における運用の安全性の確認方法

① データセンター契約時には、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）取得業者を選定し、定められた与信審査を行うこと。運用開始後は、随時担当者がデータセンターへ立ち入りをし、各サーバが正常稼働しているかの点検及び保守を行うこと。

② 機密性について

データセンターでは、ビル自体の入館、データセンターの入室、ラック開錠をすべて有人にて監視チェックを行い、侵入者に対する万全のセキュリティを確保すること。

③ 完全性について

各サーバへのアクセスは、ファイアウォールにより事業者側からのみ可能な設定とすることとし、さらにデータベースサーバはローカル接続のみとして限られた者のみしかアクセスができない状態になっていること。また、運用ツールの利用は事業者内のネットワークからのみ接続可能とし、さらに2段階の認証を持って接続を許可する仕様とすること。

④ 可用性について

サーバ、電力ともに冗長構成を取る。電力はループ受電で2系統確保し、冗長構

成の自家発電機を装備、約2日間の電源供給が可能であること。並列冗長構成の完全に独立したUPS電源システムを保持し、常時安定した電力をラックに供給できること。

(2) サーバ保守の運用体制について

① 情報管理責任者及び情報システムの施設管理者を設置し、施設管理を行うこと。各管理者は、施設管理の徹底、定期的な点検、保守、動作確認を行うこと。

② 点検内容

- ・ 毎日のエラーログの確認を行うこと。
- ・ SNMPを用いた負荷情報の記録を行い、月1回記録/検討を行うこと。
- ・ 全サーバに対し、Nagios及び独自開発ツールを用いて死活監視を行うこと。停止を検知した際には、緊急通知等により事業者担当との連絡体制がとられていること。

③ 確認方法

- ・ 施設、入退室管理表への記録及び施設確認表への記録を行うこと。

④ サーバの保管場所の条件

- ・ 施設が可能かつ冗長電源を有し、空調設備が整備されていること。
- ・ 24時間の対応が可能であること。

(3) 社内の機密性保持のためのチェック体制について

ISMSで定められた対応に従い、1つ以上の脅威がつけ込むかもしれない可能性があるものを脆弱性と定義して、すべての情報資産に対して年1回情報資産の洗い出しを行い、脆弱性については以下の定義でチェック(評価)を行うこと。

- ・ 弱点は少ない(適切な管理策が講じられていて安全である)。
- ・ 通常の利用状況(管理策が講じられているが改善の余地がある)。
- ・ 弱点は多い(改善の余地がある)。

その結果、リスクの受容基準を設定、また、リスクの受容可能レベルを特定し、リスクの特定結果を記録すること。受容できなかったリスクについては、対応計画を策定し管理策を実施すること。

(4) サービスのバージョンアップ時におけるプログラム上の脆弱性に関する確認方法について

バージョンアップのランク付けを行い、4段階中3段階以上に関しては、詳細品質保証試験項目書に添った試験を行うこと。

詳細品質保証試験項目について

- ・ 実施時期：4段階中3段階以上(修正パッチ以上)のバージョンアップごとに実施。
- ・ 実施環境：リリース候補版のレビュー環境において実施。
- ・ 試験項目：各APIレベルでの試験とツールを用いたインターフェース試験のほか、XSSやSQLインジェクション等の脆弱性試験などを実施。

(5) ハードディスクの廃棄方法について

ハードディスクは、廃棄処理が発生した時点で速やかに、情報システム担当者が処理を行った後、廃棄業者へ委託すること。業者選定には、与信審査を行うこと。

5 その他

(1) 保守・管理

① 事業者においてサーバ及びシステムの管理全般を行うこと。

② サーバについては、提供されるサービスについて安全かつ適正に動作する環境が提供できるものであれば、あえて専用サーバを新たに立てる必要はなく、機能及びセキュリティが十分に満たされればレンタルサーバであっても構わない。ただし、データの安全性の観点から、データセンターが日本国内にあること。

③ サーバについては、ハードウェア及び通信状態をデータセンターで24時間365日管理されるものとし、OS等のセキュリティ・アップデートが常時行われ、ファイアウォールを備えるなどの適切なセキュリティ対策が講じられたものを使用し、サーバ管理者(事業者)はデータセンターと連携の下、ログのチェックや適時モニタリングによる管理を行うこと。

- ④ バックアップについては、データ（投稿データ、添付ファイル）は毎日、システム部分を含むフルバックアップは有効性のある間隔で各々実施され、バックアップデータは適切に保管され、緊急時には速やかに原状に復元できること。
- ⑤ システム障害については、速やかにその原因を調査し、日本学術会議事務局システム担当者に詳細を報告し、速やかに適切な修正を行うこと。また、障害によって破損が発生したデータについては、可能な限りの復元を行うこと。

(2) サポート

- ① 操作方法等について不明な点が発生した場合には、24時間365日電話によるサポート体制が確立されていること。また、Web会議システムを利用した「見える」サポート等についても必要に応じて対応することができること。
- ② システムの基本操作方法等について、必要に応じて、Web会議システムを利用した操作説明会を開催すること。
- ③ 操作方法の詳細について、簡潔に理解することのできる利用者マニュアルを作成すること。

(3) 作業体制

日本学術会議が提示する本仕様書に準じたサービスを、受注事業者は提供する。仕様の不明な点、および事業者からの技術的提案については随時、日本学術会議事務局システム担当者を受注事業者は協議をもって解決する。

(4) 著作権・知的財産権等

- ① 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、日本学術会議事務局が特に使用を指示した場合を除き、受注事業者は当該著作物使用に際して、費用負担を含む一切の使用許諾条件等（ソースコード含む）につき、日本学術会議事務局の了承を得ること。
- ② 提供サービスに第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注事業者は当該著作物使用に際し、日本学術会議に一切の費用負担を伴わない処理を行うこと。
- ③ 提供サービスに第三者が権利を有する著作物が含まれており、第三者との間で著作権に関わる権利侵害の紛争等が生じた場合、受注事業者は速やかに日本学術会議事務局に通知するとともに、自らの責任と負担について一切の処理を行うこと。なお、日本学術会議事務局が、紛争等の事実を知った場合、速やかに受注事業者に通知することとする。

(5) 機密情報の取扱い

- ① 本仕様書に契約期間中及び契約終了後において、日本学術会議事務局が提供した情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 日本学術会議事務局と協議の上で本業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者にも秘密保持の徹底を図ること。
- ③ 提供した情報を第三者に開示することが必要である場合には、事前に日本学術会議事務局と協議の上、了承を得ること。
- ④ 「内閣府本府情報セキュリティポリシー」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に準拠すること。

(6) 納入・検収

- ① 納期 平成29年4月1日
- ② 納入
以下（ア）のサービスの利用を可能とし、（イ）の成果物を電子媒体にて納品するものとする。
（ア）本仕様書において規定されるビデオ会議システム
（イ）利用者マニュアル（エンドユーザ用、システム管理者用）

③ 納入場所

提供サービスは、納期までにサービスの利用が開始されていること。その他の納品物は、日本学術会議事務局企画課情報係に納入のこと。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。